平成２２年（フ）第２３８号
静岡県浜松市南区堤町796番地の１
債務者　山村千枝子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
栃木県小山市神鳥谷２丁目10番25号、住民票上の住所栃木県小山市大字塚崎1507番地19
債務者　柗本千恵子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９３号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静54番地１　シティハイム喜多Ｃ―102
債務者　関根　　晋
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８７号
栃木県小山市若木町１丁目18番13号
債務者　星野　結花
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２８号
千葉県成田市不動ケ岡2144番地13　グリーンハイツウィロー101号
破産者　冨樫　将康
１　決定年月日　平成22年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４９号
千葉県印西市内野２丁目６番地22棟105号
破産者　佐々木義正
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６２号
福岡市中央区平尾３丁目５番10号―705
破産者　有限会社成匠
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３４６号
三重県桑名市有楽町25番地
破産者　株式会社フォーラム紺忠
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３７０号
三重県桑名市元赤須賀116番地、破産手続開始決定時住所三重県桑名市立花町１丁目16番地
破産者　松岡　　信
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
北海道標津郡標津町字忠類２番地６
破産者　株式会社標津食品
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５５２号
仙台市宮城野区新田３丁目１番11号
破産者　安信工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
仙台市青葉区本町２丁目３番10号朝日生命ビル地下１階
破産者　マリーンナインティ株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５号
栃木県下都賀郡都賀町大字升塚110番地
破産者　栃木住宅建設株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７号
栃木県上都賀郡西方町大字金井846番地８
破産者　鈴木　一人
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３５号
栃木県那須塩原市太夫塚６丁目234番地20
破産者　有限会社ドラ
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第２９４号
神奈川県逗子市逗子２丁目５番１号
破産者　有限会社アイディアル
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４４９号
兵庫県姫路市安富町長野378番地１
破産者　槇本工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７４号
広島県福山市沖野上町３丁目10番27号
破産者　大八設備工業有限会社
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７７号
秋田県男鹿市船越字前野113番地27
破産者　有限会社レンタル機工
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１４９号
福島市御山字井戸上25番地の９
破産者　株式会社生鮮壱番館
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所